

◎新潟県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
九島(1)地区	東蒲原郡阿賀町九島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
二葉町 1 地区	新潟市中央区二葉町2丁目、田中町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村二区地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新屋敷地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区 1 地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本村一区 2 地区	新潟市北区松浜本町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松浜三丁目地区	新潟市北区松浜三丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太夫浜地区	新潟市北区太夫浜、松浜東町、神谷内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）